

常務理事	事務局長	部 長	課 長	担当者

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

※太枠内を記入してください。□は該当する事項に✓をいれてください。

任継の記号番号	—		任継の標準報酬月額	千円								
資格取得日	令和	年	月	日	資格喪失予定日	令和	年	月	日			
退職時の記号番号	—		退職時の標準報酬月額	千円								
退職時まで勤務 されていた事業所	名 称											
	所在地											
フリガナ			性別	生年月日		被扶養者の有無						
申請者氏名		☐ 男	☐ 昭和	年	月	日	☐ 有					
		☐ 女	☐ 平成				☐ 無					
住 所	〒											
電話番号	自宅			携帯								
保険料の納付方法 ※初回の保険料は納付書 によりお支払いくださ い。口座振替ご希望の方 には後日申込用紙をお送 りします。	☐ 1 「納付書」により毎月納付を希望											
	☐ 2 「口座振替」により毎月納付を希望 ☐ ア. 都市・地方銀行等 ☐ イ. ゆうちょ銀行											
	☐ 3 「納付書」により前納を希望 ☐ A. 半年前納（初回保険料の翌月～9月分または3月分） ☐ B. 1年前納（初回保険料の翌月～3月分）											
給付金等の 受取口座	金融機関番号	フリガナ			預金口座	口座番号（右づめで記入）						
					銀行	☐ 普通 ☐ 当座						
	店舗番号	フリガナ			フリガナ							
					本店 支店 出張所	口座名義						
資格確認書 の発行要否	資格確認書の発行が必要な場合は、次に該当する場合に限られます。1つでも該当する場合は、資格確認書の発行が必要です。											
	☐ マイナンバーカードを取得していない方					☐ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方						
	☐ マイナンバーカードを返納した方					☐ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方						
	☐ 利用登録解除を申請した方					☐ 利用登録の解除をした方					資格確認書の発行が	☐ 必要

年 月 日

※ 赤枠は必ず✓をいれてください

上記のとおり申請します。

民間放送健康保険組合 理事長 様

受付日付印

初回保険料	月分（納付期限：令和 年 月 日）
口座振替	令和 年 月分（令和 年 月 日振替）から開始

【留意事項】

1. 申請書の提出は、資格喪失日(事業所を退職した日の翌日)より起算して20日以内です。
2. 任意継続被保険者資格取得申請にあたっての確認書と併せてご提出ください。
3. 被扶養者がいる場合は被扶養者異動届（収入を確認するための証明書が必要になります）をご提出ください
4. 保険料は全額自己負担することになります。
5. 被保険者の資格期間は、原則として2年間です。
6. 次のいずれかに該当した場合は、被保険者資格を喪失することになります。
 - (1) 被保険者資格取得日より起算して2年を経過したとき（資格喪失日：2年を経過した日の翌日）
 - (2) 被保険者が死亡したとき（資格喪失日：死亡日の翌日）
 - (3) 保険料を納付期限までに納付しないとき（資格喪失日：納付期日の翌日）
 - (4) 健康保険または船員保険の被保険者となったとき（資格喪失日：健康保険等の資格取得日）
 - (5) 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき（資格喪失日：後期高齢者医療制度の資格取得日）
 - (6) 任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき（資格喪失日：組合が申出書を受理した日の翌月1日）
7. 被保険者資格を喪失したときは、すみやかに健康保険被保険者証または資格確認書を返納してください。
8. 任意継続被保険者制度加入中（2年以内）に老齢年金の受給権が発生し、特例退職被保険者の加入要件を満たすときに資格取得を希望される方は、お早めに管轄の本部・支部にご相談ください。

資格確認書の発行要否

次に該当する方は、該当する箇所の□に✓をした上で、「資格確認書の発行が□必要」に✓をしてください。該当しない場合は、「資格確認書の発行が□不要」に✓をしてください。

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録をしていない方
- ・マイナンバーカードを返納した方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・利用登録解除を申請した方
- ・利用登録の解除をした方

なお、マイナンバーカードを紛失した方、マイナンバーカードの更新手続き中の方、マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方につきましては、「健康保険 資格確認書（再）交付申請書」を添付してください。

任意継続被保険者資格取得申請にあたっての確認書

民間放送健康保険組合理事長 様

任意継続被保険者の資格取得申請をするにあたって、私が居住している市区町村の「国民健康保険の保険料額及び給付内容等」と「民間放送健康保険組合で実施している任意継続被保険者制度」を検討した結果、民間放送健康保険組合の任意継続被保険者資格を取得することを希望します。

また、下記のいずれかの事由に該当した場合は、任意継続被保険者の資格を喪失することを確認のうえ、申請いたします。

記

(1 ～ 6 の喪失事由をご確認いただき、それぞれの□に✓を入れてください。)

喪失事由			資格を喪失する日
☐	1	被保険者資格取得日から起算して2年が経過したとき	2年が経過した日の翌日
☐	2	被保険者が死亡したとき	死亡日の翌日
☐	3	保険料を納付期日までに納付しなかったとき	納付期日の翌日
☐	4	再就職により健康保険または船員保険の資格を取得したとき	健康保険等の資格取得日
☐	5	後期高齢者医療制度の被保険者となったとき	後期高齢者医療制度の資格取得日
☐	6	任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき	組合が申出書を受理した日の翌月1日

令和 年 月 日

住所

氏名

健康保険料（一般保険料＋調整保険料）及び介護保険料の納付について

- A. 健康保険料及び介護保険料の納付については、任意継続被保険者資格を取得した日の年齢により、次のとおりとなります。
- (1) **40歳未満で取得された方**
健康保険料を当組合へ納付することになります。
また、40歳に達した日(誕生日の前日)の属する月分からは、(2)となります。
- (2) **40歳以上65歳未満で取得された方**
健康保険料及び介護保険料を当組合へ納付することになります。
また、65歳に達した日(誕生日の前日)の属する月分からは、(3)となります。
- (3) **65歳以上で取得された方**
健康保険料を当組合へ納付し、介護保険料については、年金より控除されることとなります。
- B. 保険料の納付方法については、次の1～3より選択のうえ申請書にご記入ください。
1. **毎月「納付書」による納付**を希望する場合
「納付書」は月初めにお送りいたしますので、当月の10日まで（金融機関等が休業日の場合は翌営業日）に納付していただくことになります。
※振込手数料は自己負担となります。
2. **毎月「口座振替」による納付**を希望する場合
ア. **都市・地方銀行等**：後日「預金口座振替依頼書」をお送りいたします。
保険料＋振替手数料(144円)が前月の27日（都市・地方銀行休業日の場合は翌営業日）に預金口座から引き落としになります。
イ. **ゆうちょ銀行**：「自動払込利用申込書」をお送りいたします。
保険料＋振替手数料(33円)が当月の8日（ゆうちょ銀行休業日の場合は翌営業日）に貯金口座から引き落としになります。
- ※口座振替の開始まで2～3ヶ月かかりますので、開始月が決まりましたらお知らせいたします。
※振替開始月までの保険料は、月初めに「納付書」をお送りいたしますので、当月の10日まで（金融機関等が休業日の場合は翌営業日）に金融機関において納付してください。
3. **前納「納付書」による納付**を希望する場合 ※割引(複利原価法)があります。
初回保険料を納付していただいた後、「**前納納付書**」を送付いたします。
初回保険料納付月の末日まで（金融機関等が休業日の場合は翌営業日）に金融機関から納付していただくことが条件となります。
※振込手数料は自己負担となります。
- ※ 保険料が納付期日までに納付されなかった場合は、納付期日の翌日に資格喪失となりますのでご注意ください。
(初回の保険料が納付期日までに納付されなかった場合は資格取消となります。)